



「夏季手当」 妥結！

本日6月11日、本部は2019年度夏季手当支払いに関する要求「申第6号」について、第3回団体交渉を行い、会社側より以下の回答を受けた。内容について持ち帰った上で、持ち回り執行委員会を開催し、この間の交渉内容の確認、さらなる労使交渉の位置づけの重要性を確認することができているものとして、妥結した。

1 基準額 基準内賃金の

2.91ヶ月分

2 支給日

令和元年6月28日(金)以降、準備でき次第

夏季手当支払いの要求について第3回交渉で、会社から、あらためて日々の社員の努力に対する謝意が述べられるとともに、好調な経営状況下においても、中長期的な経営課題を踏まえつつ、この間の社員への還元による人件費の影響など、総合的な判断を行った上で、さらに、今後の持続的な発展に向けて、社員の努力を期待するものであるとして、上記回答の提示があった。

JREユニオンは要求額に届かないことから持ち帰り、持ち回り執行委員会を開催し、この間の交渉において、変革2027に向けた多くの施策の実現のためには、働き甲斐の創出＝モチベーションのアップと、変革に向かう方向性を一致させ、意欲をもって働ける職場を創ることの重要性を訴えることができたこと、また、そうした認識の共有こそが必要であり、発展と幸せに繋がるものであるとする多くの議論ができたものとして、14時に妥結した。